



# 来週の投資戦略 (8/21-25)

## エヌビディアとパウエル議長に注目

2023年8月20日

小松 徹

### 注目事項 — 見所

- 8月23日、エヌビディア（米国画像半導体大手）5-7月期決算 — 前年比4倍？
- 8月25日、8月の東京都都区部消費者物価指数（生鮮食品を除く） — 前年比+2.9%？
- 8月25日、ジャクソンホール会議、パウエルFRB議長講演 — 金利に関する発言は？

### 株式市場見通し

先週は世界の株式市場が全面安となった。米国の経済指標が強く、米長期金利が上昇したため、最近までの金利低下シナリオが崩れかかったためだ。さらに、中国の不動産市場崩壊で景気悪化シナリオが他国にも広がるのではないかとの懸念も浮上してきた。来週は世界の株式投資家がエヌビディアの5-7月期決算に注目している。生成AI需要がどの程度強いかわかるだろう。週末には東京市場引け後に、ジャクソンホール会議が開催され、パウエル連邦準備理事会（FRB）議長の発言に世界の投資家が注目しよう。米国市場の反応が翌週のわが国市場に影響する。

アナリストはエヌビディアの5-7月期一株当たり利益（EPS）を2.07ドル、前年同期比4倍になると予想している。8-10月期も同様の増益率を予想している。5割以上のアナリストが買い推奨しており、売り推奨しているアナリストは5%である。前回の決算は衝撃的で株価はすぐに24%上昇して、その後落ちていない。米国の大きなファンドがこの時に買ったようだ。今回は前回の確認に止まるのか、あるいは違った展開になるのか、わが国半導体関連銘柄への影響も大きい。なお、月曜日に英国アームがナスダック市場に公開するための申請書を公表するので確認しておきたい。

さて、4-6月期わが国企業決算が出そろった。日本経済新聞社の集計値では東証プライム上場企業の経常利益が前年比35%増、最終利益が同比50.4%増と非常に好調だった。会社予想の今年度集計値は経常利益6.2%増、最終利益も6.3%増と低くなる。これは4-6月期実績が計画を上回ったにもかかわらず、トヨタ自動車（7203）のように年間予想を修正していない企業が多いためだ。為替相場や世界経済の先行きにも慎重な前提を置いている企業が多い印象だ。

最後に、24~26日に米国カンザスシティのジャクソンホールで開催される主要中央銀行の首脳や経済学者が集う経済シンポジウムについて。今年のテーマは「グローバル経済の構造転換」となっており、広範囲の議論が戦われそうだ。今年上半期に米国が中国から輸入する財が25%減少して、トップの座を15年ぶりにメキシコに譲ったことが話題となっている。25日夜中（日本時間）に登場するパウエルFRB議長の話に最も注目が集まるが、自然利子率の議論や中長期的な政策金利について正面から触れるか。植田日銀総裁も話すようであれば、唯一緩和的な政策を貫いている中央銀行としてその理論が注目を浴びよう。

### KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。